

国内旅行傷害保険のご案内

契約タイプ 包括契約用

2022年9月1日以降始期用

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 2022年7月作成 22-T01520

国内旅行中の事故によるケガや手荷物の盗難・破損等様々な危険を補償します。

国内旅行傷害保険とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救済者費用等担保特約等をセットすることができます。(保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。)

①～⑤傷害

- ①死亡保険金
- ②後遺障害保険金
- ③入院保険金
- ④手術保険金
- ⑤通院保険金



旅館で転倒し、ケガをした

⑥賠償責任保険金

展示品を壊してしまった



国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

示談交渉
できない場合

- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 保険の対象なる方に 損害賠償責任がない場合等

⑦携行品損害保険金



ビデオカメラを落として破損

- ※携行品の紛失、置き忘れによる損害(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)については保険金をお支払いできません。
- ※損害額は時価額または修繕費のいずれか低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等または通貨等は合計で5万円)が損害額の限度となります。
- ※1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をお客様にご負担いただきます。

⑧救済者費用等保険金



ケガがもとで継続して14日以上入院し、看護のために親族が現地に向かった

<保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「国内旅行傷害保険のご説明」をご確認ください。>

ご契約タイプ一覧表 (保険金額*とお支払いいただく保険料)

ご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)はご出発の日を含めて数えます。たとえば、「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間(保険のご契約期間)は「7日まで」となります。
- 次のいずれかに該当する場合には、他の保険契約等*1と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。
 - ・保険の対象となる方の年齢が保険始期日時時点で満15歳未満の場合
 - ・保険の対象となる方の同意がない場合(ご加入者＝保険の対象となる方の場合を除きます。)
- *1この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

保険期間 (ご旅行期間)	日帰り・2日(1泊2日)まで			4日(3泊4日)まで			7日(6泊7日)まで			14日(13泊14日)まで		1ヶ月まで	
	A1	A2	A3	B1	B2	B3	C1	C2	C3	D1	D2	E1	E2
ご契約タイプ													
①②死亡・後遺障害保険金	500万円	850万円	1,000万円	500万円	800万円	1,000万円	295万円	518万円	1,000万円	845万円	1,000万円	850万円	1,000万円
②後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払します。												
③入院保険金日額	3,000円	6,500円	15,000円	2,500円	6,000円	10,000円	1,500円	3,000円	6,500円	7,500円	11,000円	8,700円	11,000円
④手術保険金	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術は5倍となります。												
⑤通院保険金日額	2,000円	3,000円	7,000円	1,500円	2,500円	3,500円	1,000円	1,500円	2,500円	2,000円	3,000円	2,500円	6,000円
⑥賠償責任保険金額 (免責金額0円)	3,000万円												
⑦携行品損害 保険金額 (免責金額3,000円)	10万円	40万円	50万円	10万円	35万円	50万円	10万円	35万円	45万円	30万円	40万円	40万円	45万円
⑧救済者費用等 保険金額	160万円	180万円	215万円	48万円	65万円	300万円	83万円	105万円	248万円	135万円	170万円	254万円	274万円
お支払いいただく 保険料	500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	500円	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円	3,000円	4,000円

*各保険金額・日額には引受の限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

ご契約に関する注意

- ①保険料領収証: 保険料お支払いの際は、保険会社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。
- ②保険証券、保険契約証または被保険者証について: 代理店または保険会社にてご加入の手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が、旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または 営業店へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡りするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みいただきますようお願いいたします。
- ③補償の重複について: 賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他ににご契約されているときには、補償が重複することがあります。*補償が重複する、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

この保険のご契約者(ご加入者)の皆様がご利用いただけるデイリーサポートサービスの詳細については専用チラシをご確認ください。

この保険は山交観光㈱を保険契約者とし、国内旅行者のうち国内旅行傷害保険に加入依頼の申し出が確認された方を保険の対象となる方とする国内旅行傷害保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として保険契約者が有します。

代理店は保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては、保険会社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは国内旅行傷害保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『国内旅行傷害保険ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または保険会社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先 <代理店> **山交観光株式会社**
〒990-2492 山形市鉄砲町2-13-18
TEL: 023-641-4567 FAX: 023-641-4573

<保険会社> **東京海上日動火災保険株式会社**
担当支社 山形支店 山形支社
〒990-8522 山形市 松波1-1-5 山形東京海上日動ビル2階
TEL: 023-632-5518

国内旅行傷害保険のご説明

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社はその影響がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合				
死亡保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりたまたまに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の金額をお支払いします。 ◆既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した額をお支払いします。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ●保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分）				
後遺障害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*1が起きた場合。 *1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残留した症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産、流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動によるケガ*8 ●燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ホブスレー、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗等の危険な運動中のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらに運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。）*18 ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的覚醒所見のないもの 等 *8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。				
入院保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合。	入院保険金日額に入院*3した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ◆事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ◆支払対象となる「入院日数」は、180日（支払限度日数）を限度とします。 ◆入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。					
傷害保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合。 *4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術。 ※①の処置や検査等お支払いの対象外の手術があります。 ②先進医療*5に該当する所定の手術 *5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療*5に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）、なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <td>① 入院中に受けた手術*4</td> <td>10倍</td> </tr> <tr> <td>② 上記以外の手術*4</td> <td>5倍</td> </tr> </table> ※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10倍となります。 ※1事故に基づくケガについて、1回の手術*4に限りませ	① 入院中に受けた手術*4	10倍	② 上記以外の手術*4	5倍	
① 入院中に受けた手術*4	10倍						
② 上記以外の手術*4	5倍						
手術保険金	日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合。 *6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けるといいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 *7 ギプス、ギプス交換、ギプスシール、創子、シーメー固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーメーをいいます。	通院保険金日額に通院*6した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ◆事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ◆支払対象となる「通院日数」は90日（支払限度日数）を限度とします。 ◆通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*7を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ◆入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ◆通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。					
賠償責任保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物（宿泊施設の客室、客室内動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）を含みます。）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。	損害賠償金の額をお支払いします。 ※1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いすることができます。 ※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象とならば損害賠償責任がない場合、相手方・損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●受託品に対する損害賠償責任（宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。） ●車両（ゴルフカート、レンタカーを含みます。）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●同様の観光・旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等				
携行品損害保険金	日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*12に盗難・破損等の損害が生じた場合。 *12 携行品とは、現金、乗車船券、宿泊券、衣類、カメラ、眼鏡、保険の対象となる方が所有かつ携行する身の回り品をいいます。 （※有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。）、自動車（バイクを含みます。）、ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物、別送品等は含まれません。）	（携行品*12 1個、1組または1対について10万円を限度とした）損害額*13をお支払いします。 ※乗車券等または送貨等については合計5万円を限度とします。 *13 損害額は、略価額または修繕費のいずれか低い方とします。 ※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求の保金手続費用についても、お支払いできることがあります。 ※1回の事故ごとに免責金額（自己負担額）3,000円をご自身で負担していただきます。 ※お支払いする保険金＝損害額*13－免責金額（自己負担額）3,000円 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠陥、自然の消耗、性質による変質・変色 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動による損害*14 ●燃料物質の有害な特性等による損害 ●携行品の置き忘れ、紛失*15 ●差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置はお支払いの対象となります。） ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー・搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害 等 *14 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害はお支払いの対象となります。 *15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。				
救護者費用等保険金	①日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ②保険の対象となる方がビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難した場合*16 ③日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ④日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡（事故によりたまたまに死亡された場合を含みます。）または継続して14日以上入院*3された場合。 *16補償する場合には特別危険担保特約をセットし、別途割増保険料をいただきます。	ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*9が負担した下記の費用をお支払いします。 ※ただし、救護者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。 ①捜索救助費用 ②現地への1往復分の交通費（救護者2名分まで） ③宿泊料（1名につき14日分を限度とし、救護者2名分まで） ④現地での移送費用*17 ⑤現地での諸経費（3万円まで） *17帰宅運賃のうちの払戻しを受けた金額、負担することを予定してした金額はこの費用の額から差し引きます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失による事故 ●保険金受取人の故意または重大な過失（その方が受け取るべき金額部分） ●けんかや自殺行為・犯罪行為による事故 ●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した運転中に生じた事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ホブスレー、スカイダイビング、ハングライダー・搭乗等の危険な運動中の事故（特別危険担保特約をセットし、これらに運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。）*18 ●自動車等の乗用車を用いて競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故 等 *18特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合は捜索救助費用については、ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難したことによって支払った費用はお支払いの対象となります。				

*2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。
*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
*9 6親等内の血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。
*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。）
①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*11 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。
●上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。（たとえば職業病、テニス肩等）
●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を有してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。